

介護予防ケアマネジメント説明会資料

- I 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の概要について
- II 介護予防ケアマネジメントの概要
- III 介護予防・生活支援サービス事業利用までの流れ（新規）
- IV 介護予防・生活支援サービス事業利用までの流れ（更新）
- V 報酬（単価，加算），支払
- VI 留意事項

平成29年1月18日（水）

Ⅱ 介護予防ケアマネジメントの概要

1 位置づけ

- ・介護予防ケアマネジメントマニュアルに記載のとおり
(説明省略)

2 基本的な考え方

- ・介護予防ケアマネジメントマニュアルに記載のとおり
(説明省略)

Ⅱ 介護予防ケアマネジメントの概要

3 類型と考え方

- ・介護予防ケアマネジメントの類型は3種類
 - ①ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント）
 - ②ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント）
 - ③ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）
- ・函館市で実施するのは、ケアマネジメントAとC
- ・利用するサービスの種別により類型が異なる

	従来のケアマネジメント	介護予防ケアマネジメント	
		ケアマネジメントA	ケアマネジメントC
対象者	要支援認定者	要支援認定者 事業対象者	
利用するサービス	○予防給付 (サービス事業を併用する場合も含む)	○サービス事業 ・訪問型(国基準, 訪問A) ・通所型(国基準, 通所C)	○一般介護予防事業 ○介護保険以外のサービス
流れ	①アセスメント ②ケアプラン原案作成 ③サービス担当者会議 ④利用者への説明・同意 ⑤ケアプランの確定・交付 ⑥サービス利用開始 ⑦モニタリング ⑧評価		①アセスメント ②ケアマネジメント結果案作成 ③利用者への説明・同意 ④利用するサービス提供者等への説明送付 ⑤サービス利用開始
実施主体	包括(居宅への一部委託可)		包括のみ

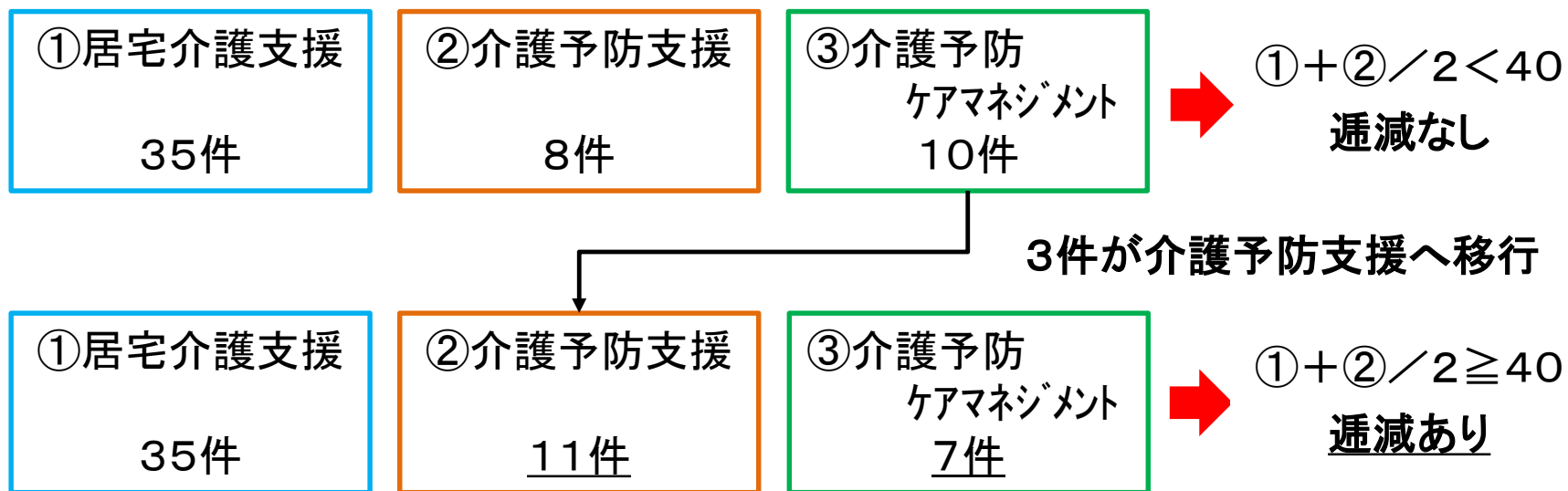
Ⅱ 介護予防ケアマネジメントの概要

4 実施主体

- ・利用者本人の住民登録地を担当する包括において実施する
- ・包括に配置されている3職種のほか、指定介護予防支援業務を行っている職員により実施できる
- ・ケアマネジメントAは、包括から居宅へ一部委託できるが、初回の介護予防ケアマネジメント実施時には、包括が立ち会うよう努めなければならない

Ⅱ 介護予防ケアマネジメントの概要

- ・包括の実施件数，居宅の受託件数に制限はない
（居宅介護支援費の逓減制にも影響しない）
- ・ただし，下記のケースの場合に注意が必要



Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

1 相談

- 相談目的(利用したいサービス)の確認
- 介護保険制度, サービス事業, 一般介護予防事業についての説明
- 必要な手続きの確認

- ・市役所各窓口, 包括, 居宅において対応する
(包括・居宅は訪問も可)
- ・相談を受理するにあたって重要なことは, サービスを利用するために必要な手続きがきちんと行われること

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

- 相談目的の聞き取りには，別添 1「介護予防・生活支援サービス事業相談内容確認票」を活用する

介護予防・生活支援サービス事業 相談内容確認票

1. 対象者の状況

確認項目	チェック
① 41歳未満である	<input type="checkbox"/>
② 介護認定を受けていないと申請している	<input type="checkbox"/>
③ 社会保険料を納付していないと申請している	<input type="checkbox"/>
④ 死亡により生活に支障がある	<input type="checkbox"/>

①～④のいずれかにチェック → 要介護認定申請受付
 ②～④のいずれかにチェック → 要介護認定申請を受理し、準備
 ③ → ④のみにチェック → 準備

2. サービス利用の希望（願った内容から当てはまるものにチェックをする）

介護(予防)給付	サービス事業
<input type="checkbox"/> 訪問介護(身体介護あり)	<input type="checkbox"/> 訪問介護(家事援助のみ)
<input type="checkbox"/> 訪問入浴	<input type="checkbox"/> 通所介護
<input type="checkbox"/> 訪問看護	<input type="checkbox"/> 通所型(短期集中)
<input type="checkbox"/> 居宅療養管理指導	
<input type="checkbox"/> 通所・訪問サービスセンター	
<input type="checkbox"/> 短期入所	
<input type="checkbox"/> 福祉用具の貸付・購入	
<input type="checkbox"/> 住宅改修費の支給	
<input type="checkbox"/> 地域高齢者サービス	
<input type="checkbox"/> 短期入所	

介護(予防)給付のみチェック → 要介護認定申請のみ受理
 サービス事業のみチェック → 要介護認定申請を受理し、基本チェックリストの実施
 両方にチェック → サービス事業のみチェック

※ 一般介護予防事業等の利用のみを希望する場合は…
 介護予防教室(自主型)の参加を希望 → 高齢者生涯学習センターへお問い合わせ
 健康づくりの教室や地域の資源の利用等を希望 → 地域包括支援センターへお問い合わせ

※ 高齢にどのサービスを利用するかは、ケアマネジャーによるケアマネジメントに基づき決定するものであり、上記で紹介したサービスと異なる場合もあることをご説明する

本人の状況，本人の希望，利用するサービスによって，必要な手続きが異なるため，そこに留意して聞き取りを行うことが必要

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

・本人の状況と必要な手続きの関係

① 2号被保険者

⇒利用するサービスの種別に関わらず「要介護等認定申請」

②明らかに要介護認定が必要

⇒利用するサービスの種別に関わらず「要介護等認定申請」

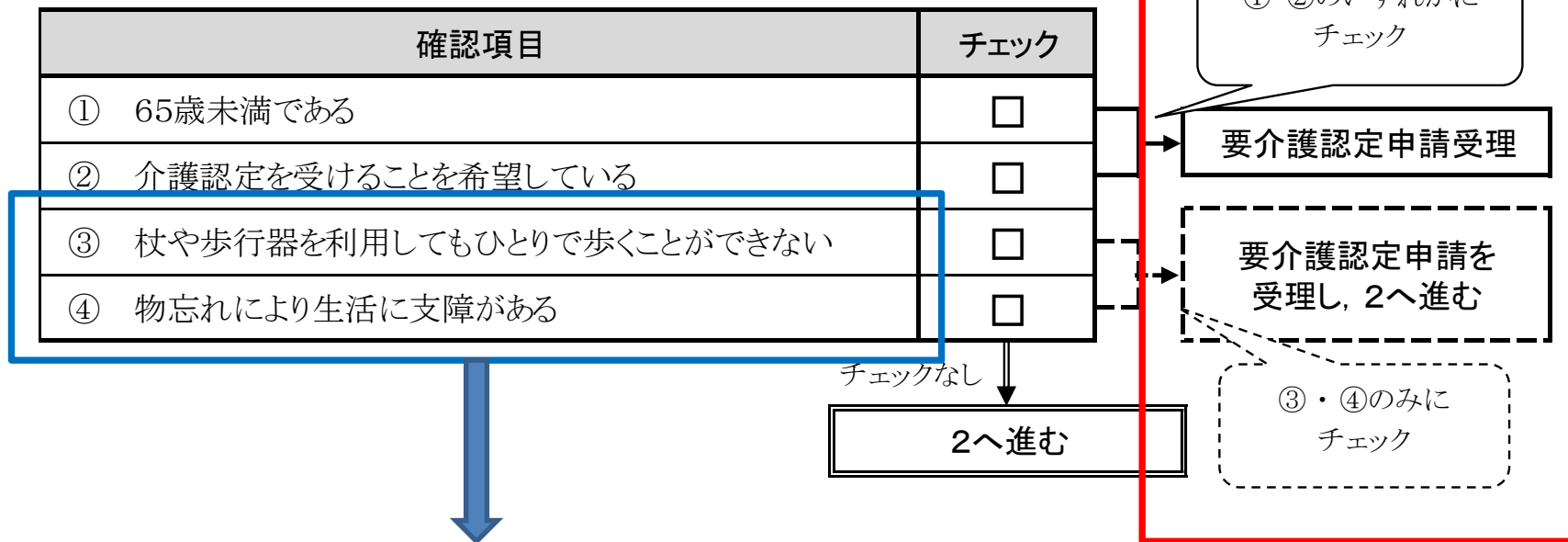
ただし、認定結果が出る前にサービス事業の利用を希望する場合は、「基本チェックリスト」も実施

③本人が要介護等認定申請を受けることを希望

⇒利用するサービスの種別に関わらず「要介護等認定申請」

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

1. 対象者の状況



明らかに要介護認定が必要な状況かの判断基準

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

・利用するサービスと必要な手続きの関係

①サービス事業の利用のみ

⇒「基本チェックリスト」の実施

②介護給付，予防給付の利用のみ

⇒「要介護等認定申請」

ただし，認定結果が出る前にサービス事業の利用を希望する場合は，「基本チェックリスト」も実施

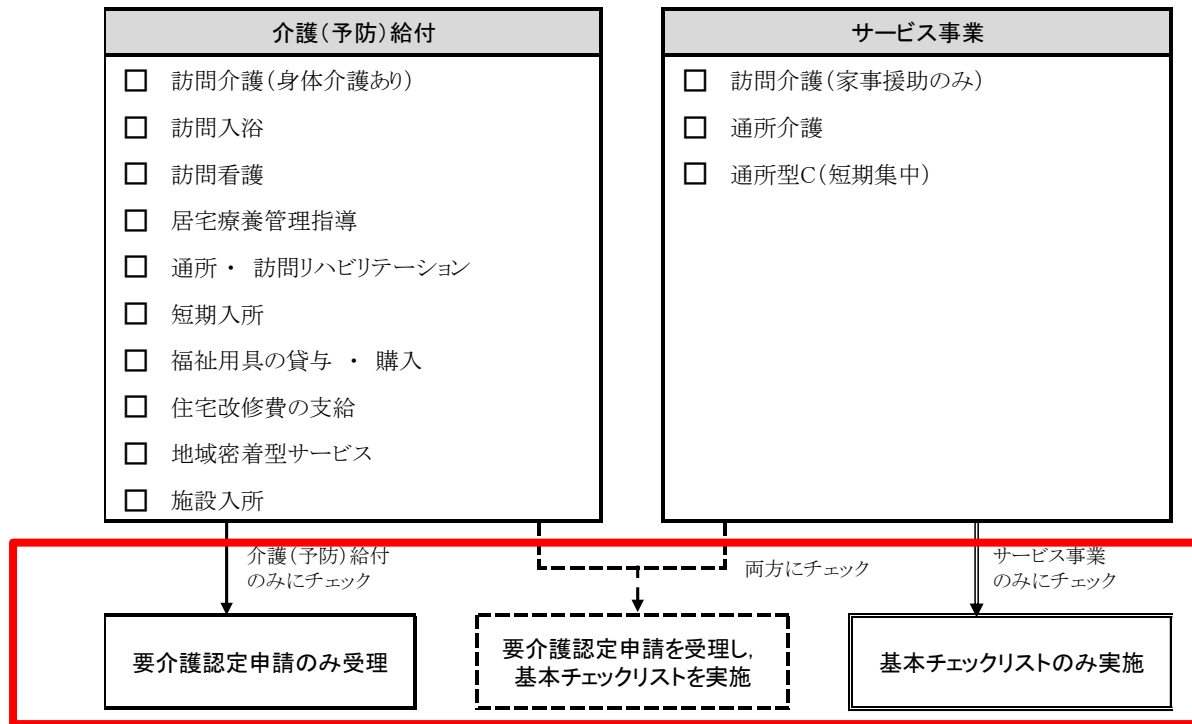
③一般介護予防事業等の利用のみ

⇒とくに必要な手続きはない（各事業の手続き手順に従う）

実際に利用するサービスはケアマネジメントの結果に基づき決定する

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

2. サービス利用の希望(聞き取った内容から当てはまるものにチェックをする)



※ 一般介護予防事業等の利用のみを希望する場合は…

介護予防教室(市主催)の参加を希望

→ 高齢福祉課介護予防・認知症担当へ相談

健康づくり教室や地域の資源の利用等を希望

→ 地域包括支援センターへ相談

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

2 基本チェックリストの実施

□ 事業対象者に該当するかの確認

- 基本チェックリストは、従来のような活用方法ではなく、必ずしも認定を受けなくても、必要なサービスを受けられるよう、本人の状況を確認するツールとして用いる。
- 基本チェックリストは、「本人」に記載してもらおう。

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

- ・市役所窓口（銭亀沢支所を除く）では、本人が来所した場合に限り，基本チェックリストを実施する。本人以外が来所した場合は，基本チェックリストの実施を包括に依頼する。（電話により依頼）
- ・包括，居宅では，来所または訪問により実施する。
- ・基本チェックリストは，様式2「基本チェックリストの考え方」に基づき実施する。
- ・事業対象者に該当するかは，表3「事業対象者に該当する基準」に基づき判断する。

函館市基本チェックリスト

様式 1

本人がチェックリストを記入した日付けを記載

記入日：平成 年 月 日

市窓口に 来た人	<input type="checkbox"/> 本人			
	<input type="checkbox"/> 代理人	代理人の氏名	電話 () -	本人との関係 ()
		住所		
<input type="checkbox"/> 包括・居宅	事業所名	担当者氏名		

包括・居宅が実施した場合は太枠内を記載

地域包括支援センター

フリガナ		被保険者番号	0	0	0							
氏名		別	男・女	生年月日	明・大・昭	年	月	日				
住所	函館市	丁目		電話 (方

本人の住民登録地を担当する包括名を記載

点数記載欄の記入後、事業対象者に該当するかどうかを記載

介護予防・生活支援サービス事業	該当 ・ 非該当
-----------------	----------

No.	質問項目	回答 どちらかに○をお付けください		点数記載欄	
生活全般	1	バスや電車で1人で外出していますか 自分で車を運転して外出している場合も含みます	0. はい	1. いいえ	①生活全般 (1~20) 10点以上 □ / 20
	2	日用品の買い物をしていますか 買い物に出かけて、必要な物が買うことができますか			
	3	預貯金の出し入れをしていますか 窓口の手続きも含め、自分の判断で金銭管理をしていますか			
	4	友人の家を訪ねていますか 電話やメールによる交流や、家族や親戚の家への訪問は含みません	0. はい	1. いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか 電話やメールによる相談は含まれます	0. はい	1. いいえ	
運動	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか 時々使う程度であれば「はい」、 能力があっても習慣的に使用している場合は「いいえ」	0. はい	1. いいえ	②運動 3点以上 ☑ 3 / 5
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか 時々使う程度であれば「はい」	0. はい	1. いいえ	
	8	15分位続けて歩いていますか 屋内、屋外等の場所は問いません	0. はい	1. いいえ	
	9	この1年間に転んだことがありますか 実際に転倒の経験があるかどうか	1. はい	0. いいえ	
	10	転倒に対する不安は大きいですか 自分の感じ方でお答えください	1. はい	0. いいえ	

「1」の項目の選択数を記載し、
事業対象者の基準に該当する
場合は□に✓を記載する

相談で聞き取った内容, 実施した手続きを記載する。(基本チェックリスト実施者が記載)

<引継ぎ事項>

要介護認定申請	有 ・ 無
介護（予防）給付	訪問介護 ・ 訪問入浴 ・ 訪問看護 ・ 居宅療養管理指導 ・ 通所リハ ・ 訪問リハ 短期入所 ・ 福祉用具貸与 ・ 福祉用具購入 ・ 住宅改修 ・ 地域密着 ・ 施設入所
サービス事業	訪問介護 ・ 通所介護 ・ 通所型C
包括への連絡事項	本人にコピーを渡すため, 見られて困ることは記載しないこと!!

ここから下は記入しないでください

<市確認欄>

受付	確認・送付	負担割合証

判定結果	該当項目
該当	① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦
・	
非該当	

介護保険介護認定担当が点数記載欄を確認後記載する。

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

- ・基本チェックリスト実施後の動きは，事業対象者の該当の有無，利用するサービスにより異なる。
- ・事業対象者に該当する場合
 - ①サービス事業を希望する場合
⇒「介護予防ケアマネジメント利用の手続き」を行う
 - ②明らかに要介護認定申請が必要と思われる場合
⇒「要介護等認定申請」および「介護予防ケアマネジメント利用の手続き」を行う
 - ③一般介護予防事業等のみを希望する場合
⇒希望するサービスにつなげる

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

・事業対象者に該当しない場合

⇒一般介護予防事業等を紹介し希望するサービスにつなげるか、
本人の住民登録地を担当する包括への相談を勧める

「介護予防ケアマネジメント利用の手続き」を実施しない場合
(一般介護予防事業のみを希望している, 事業対象者に該当しない場合)であっても, 「基本チェックリスト」を高齡福祉
課高齡者・介護総合相談窓口へ提出する

memo

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

3 介護予防ケアマネジメント利用の手続き

- 介護予防ケアマネジメントについての説明
- 市窓口への基本チェックリストの提出
- 市窓口への介護予防ケアマネジメント依頼届出書の提出
- 本人へ基本チェックリスト、被保険者証の交付

- ・手続き方法は、介護予防ケアマネジメントマニュアルに記載のとおり。
- ・基本チェックリストは、市で記載内容を確認した後、担当包括へ送達する（居宅へ委託するケースについては、包括が居宅へ写しを送達する）

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

・被保険者証印字のイメージ

(一)		(二)		(三)			
介護保険被保険者証		要介護状態区分等	事業対象者				
認定年月日 <small>(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)</small>		認定年月日	平成29年4月1日		給付制限		
認定の有効期間		認定の有効期間	H29.4.1 ~ H31.3.31		内 容		
居宅サービス等		区分支給限度基準額		期 間			
1月当たり		(3) 種類支給限度基準額		開始年月日			
サービスの種類				終了年月日			
種類支給限度基準額				開始年月日			
				終了年月日			
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定				居宅介護支援事業者 若しくは介護予防 支援事業者及び その事業所の名称 又は地域包括支援 センターの名称			
交付年月日				地域包括支援センター〇〇			
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印		平成29年4月1日		届出年月日			
012021				届出年月日			
北海道函館市東雲町4番13号				届出年月日			
函館市				届出年月日			
TEL (0138) 21-3033				届出年月日			
				介護保険施設等			
				種類			
				名称			
				種類			
				名称			

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

4 事業対象者との契約締結，重要事項説明

- 重要事項説明と同意
- 契約締結

- ・包括と事業対象者は，介護予防ケアマネジメントの実施にあたり，利用契約を締結する必要がある
- ・契約書および重要事項説明書については，別添 2 および別添 3 を参考に，各事業者が作成する
（介護予防支援と介護予防ケアマネジメントで共用可）
- ・現在介護予防支援を利用しているケースについては，介護予防ケアマネジメントを実施する場合，契約書の取り直しが必要

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

5 アセスメント

□ 本人との面接による聞き取り等による課題分析

- ・実施内容は、従来の介護予防支援と同様
- ・より本人にあった目標設定に向けて、様式5「興味・関心チェックシート」なども活用し、本人の趣味活動、社会的活動、生活歴等も聞き取りながら、課題を目標に変換していく

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

6 ケアプラン原案またはケアマネジメント結果作成

□ 介護予防サービス・支援計画書(ケアマネジメント結果等記録表)の作成

- ・実施内容は、従来の介護予防支援と同様
- ・ケアマネジメントCにおいては、様式7「ケアマネジメント結果等記録表」のうち、網掛け部分の記載を省略してもよい
- ・ケアプランの「期間」については、要支援認定の有効期間である12ヶ月に準ずるものとする

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

- ・利用するサービスの種類については，該当した基準の項目に関係なく，必要なサービスへ結びつける
- ・各サービスの利用者の状態像（例）については，介護予防ケアマネジメントマニュアルに記載のとおり

【介護予防ケアマネジメントマニュアル p.19~22】

7 サービス担当者会議

- ・ケアマネジメントAのみ実施
- ・実施内容は，従来の介護予防支援と同様

【介護予防ケアマネジメントマニュアル p.23】

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

8 利用者への説明・同意・ケアプラン確定

- ・実施内容は、従来の介護予防支援と同様

9 交付（ケアマネジメント結果交付）

- ・ケアマネジメントAの場合、実施内容は、従来の介護予防支援と同様
- ・ケアマネジメントCの場合、サービス事業者等には、事業対象者に持参してもらうことも可

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

10 モニタリング（給付管理）

- ・ケアマネジメントAのみ実施
- ・実施内容は、従来の介護予防支援と同様
- ・ケアマネジメント費の種別

利用者区分	サービス種別	ケアマネジメント費の種別
サービス事業者	サービス事業	介護予防ケアマネジメント費
要支援認定者	予防給付	介護予防支援費
	予防給付 + サービス事業	介護予防支援費
	サービス事業	介護予防ケアマネジメント費

【介護予防ケアマネジメントマニュアル p.23～24】

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

・支給限度額

利用者区分	支給限度額
事業対象者	5,003単位
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

Ⅲ 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（新規）

1 1 評価

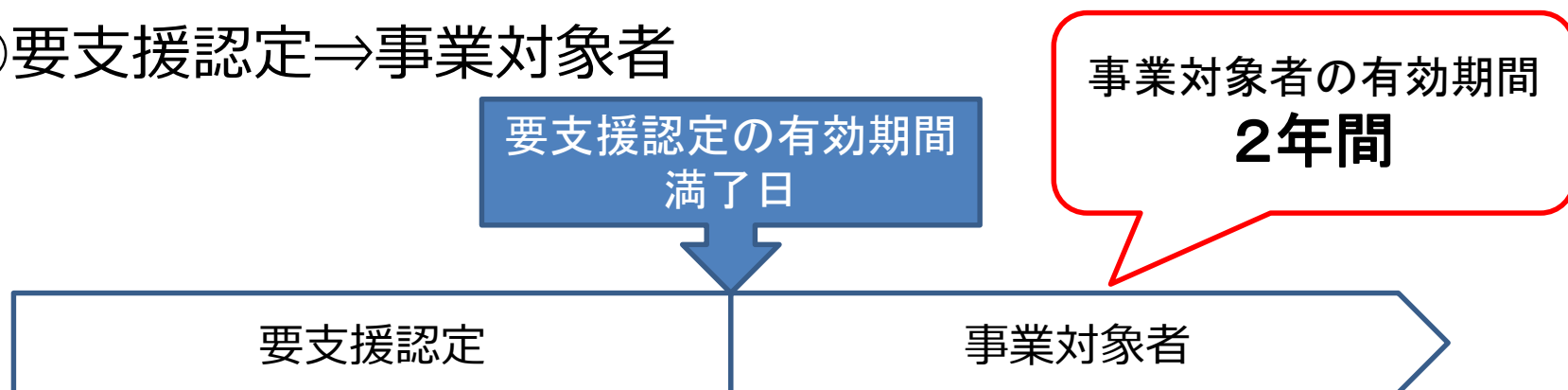
- ・ケアマネジメントAのみ実施
- ・実施内容は、従来の介護予防支援と同様
- ・要介護等認定申請が必要と認められる場合は、随時要介護等認定申請を行う（居宅はその旨を包括に報告する）
- ・状態の改善および施設入所等により、サービス事業の利用が不要となった場合は、サービス事業終了日以降に、様式4「介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書」を高齢福祉課高齢者・介護総合相談窓口へ提出する

memo

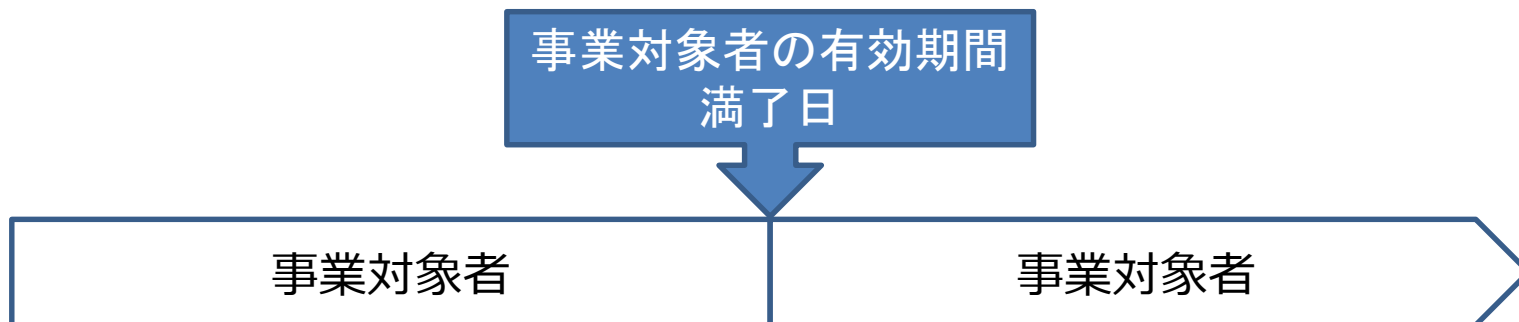
IV 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（更新）

・更新には2種類ある

① 要支援認定⇒事業対象者



② 事業対象者⇒事業対象者



IV 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（更新）

1 相談

- ・対象者（担当CM）には，事前に市から通知を発送する
- ・サービスの利用がない（担当CMがない）対象者については，市高齢福祉課窓口で対応する
- ・サービスの利用がある（担当CMがいる）対象者については，担当CMが対応する
- ・実施内容は，新規申請に準ずる

IV 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（更新）

・要支援認定と事業対象者の考え方

①要支援 2 で国基準型通所を週 1 回利用している場合

要支援 2 のまま ⇒ 33,770円/月

事業対象者 ⇒ 16,470円/月

②要支援 1 で国基準型通所を週 2 回利用している場合

要支援 1 のまま ⇒ 16,470円/月

事業対象者 ⇒ 33,770円/月

③予防給付・介護給付によるサービスの利用を希望

要支援認定が必要

④ 1か月のサービス利用が5,003単位を超えている

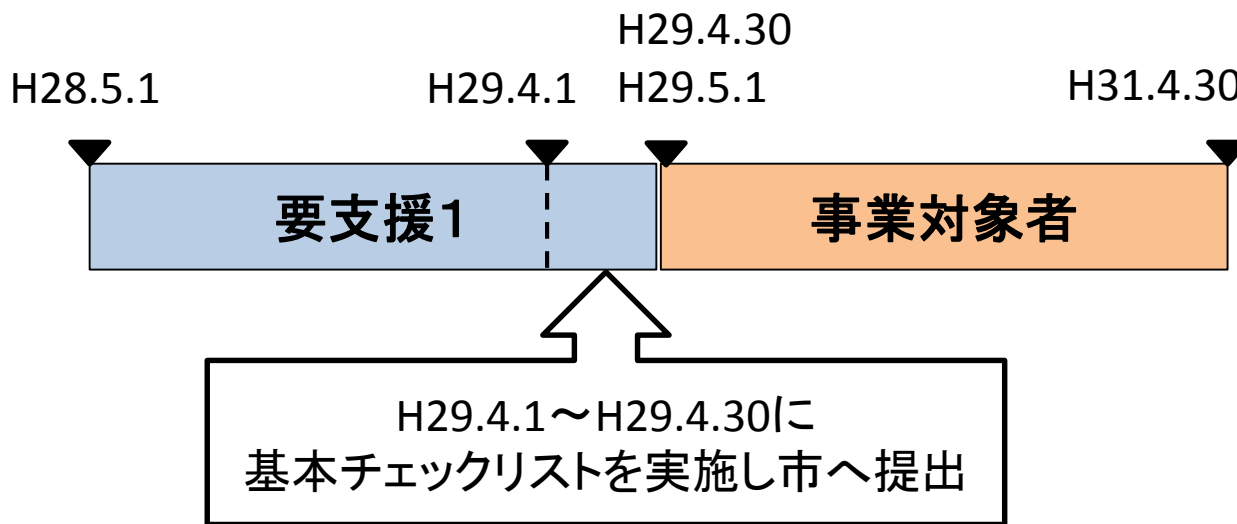
要支援認定が必要

IV 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（更新）

2 基本チェックリストの実施

- ・基本チェックリストの実施日と有効期間

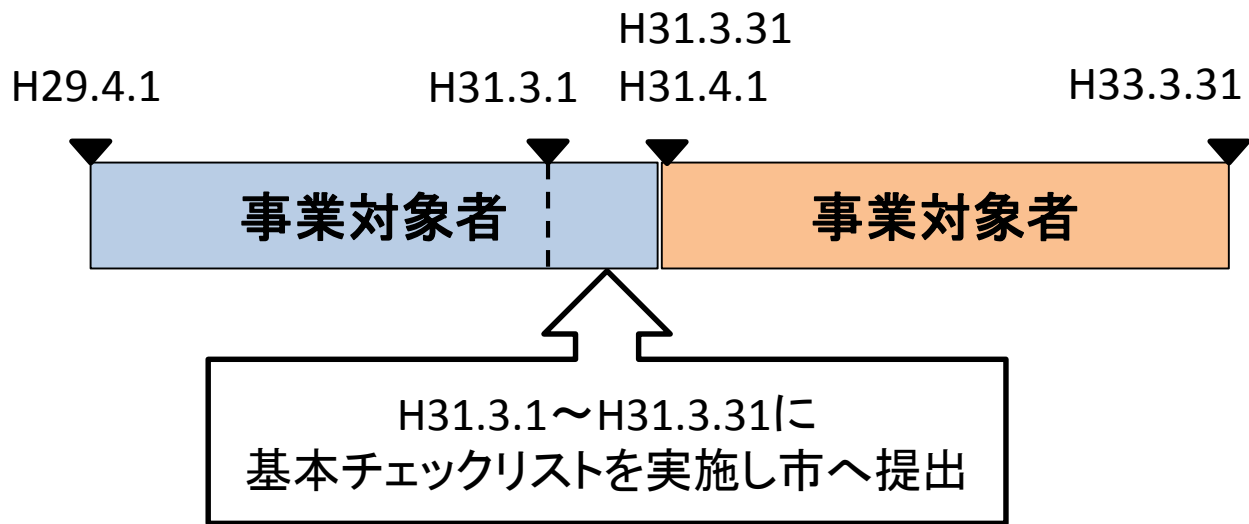
① 要支援認定⇒事業対象者



要介護状態区分等	事業対象者	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成29年4月15日	
認定の有効期間	H29.5.1～H31.3.31	
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
	1月当たり	
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査金の意見及びサービスの種類の指定		

IV 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（更新）

②事業対象者⇒事業対象者



要介護状態区分等	事業対象者	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成31年3月15日	
認定の有効期間	H31.4.1～H33.4.30	
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
	1月当たり	
(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の認定		

IV 介護予防・生活支援サービス事業 利用までの流れ（更新）

3 事業対象者の有効期間の更新

- ・実施内容は、介護予防ケアマネジメントマニュアルに記載のとおり

V 報酬（単価，加算），支払

1 単価および加算 ※（ ）内は一部委託料

	ケアマネジメント A	ケアマネジメント C
介護予防ケアマネジメント費	4,300円/月 (3,440円/月)	4,300円
初回加算	3,000円/回 (2,400円/回)	設定なし
介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所連携加算	3,000/回 (2,400円/回)	設定なし

【介護予防ケアマネジメントマニュアル p.29～30】

V 報酬（単価，加算），支払

1 単価および加算

（1）初回加算

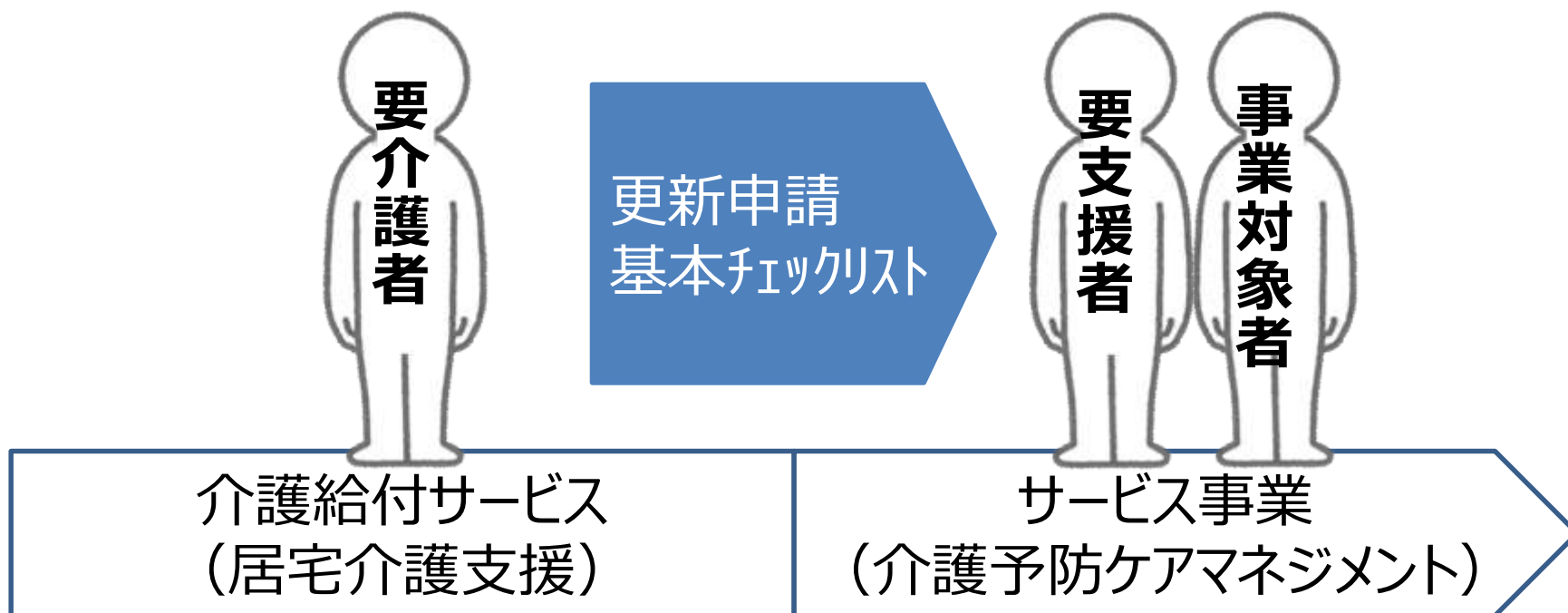
（2）介護予防小規模多機能型居宅介護
事業所連携加算

現行の指定居宅介護支援，指定介護予防支援における基準に準じて算定できる。

V 報酬（単価，加算），支払

1 単価および加算（1）初回加算

②要介護者が要支援認定を受け，あるいは事業対象者として介護予防ケアマネジメントを実施する場合。

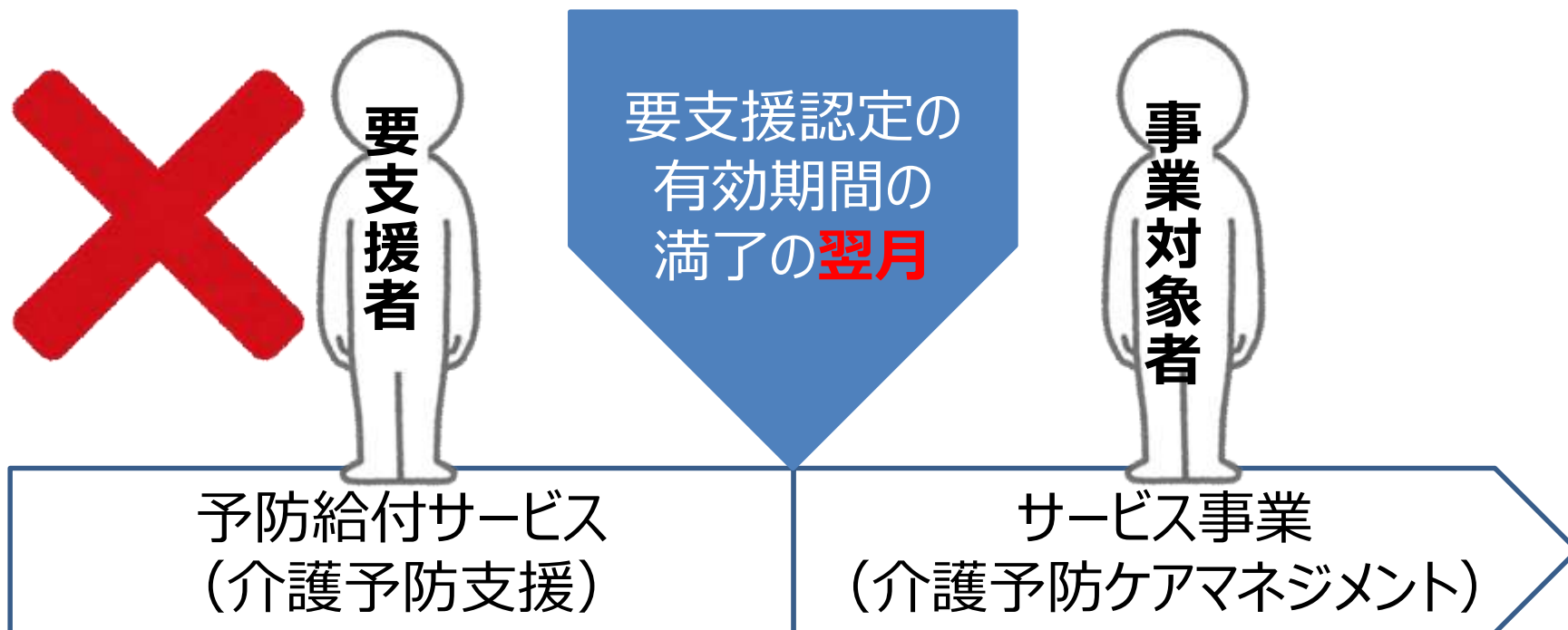


【介護予防ケアマネジメントマニュアル p.29～30】

V 報酬（単価，加算），支払

1 単価および加算（1）初回加算

※以下の場合は初回加算の算定を行うことはできない



V 報酬（単価，加算），支払

2 予防給付およびサービス事業を併用する 場合の取り扱い

<表10>

NO.1~8 介護予防支援費

NO.9~12 介護予防ケアマネジメント費
(介護予防ケアマネジメントA)

NO.13 介護予防ケアマネジメント費
(介護予防ケアマネジメントC)

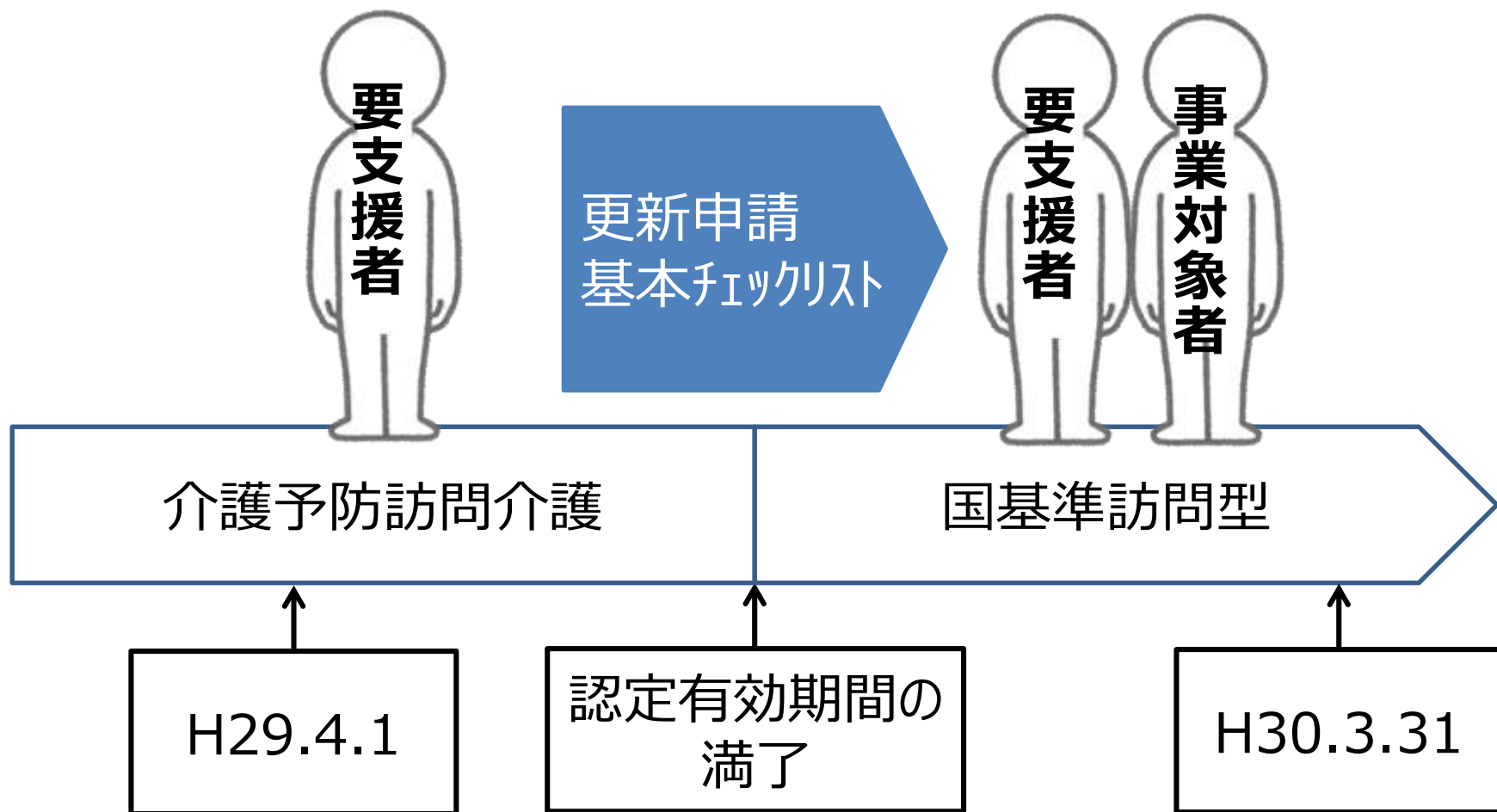
【介護予防ケアマネジメントマニュアル p.31】

V 報酬（単価，加算），支払

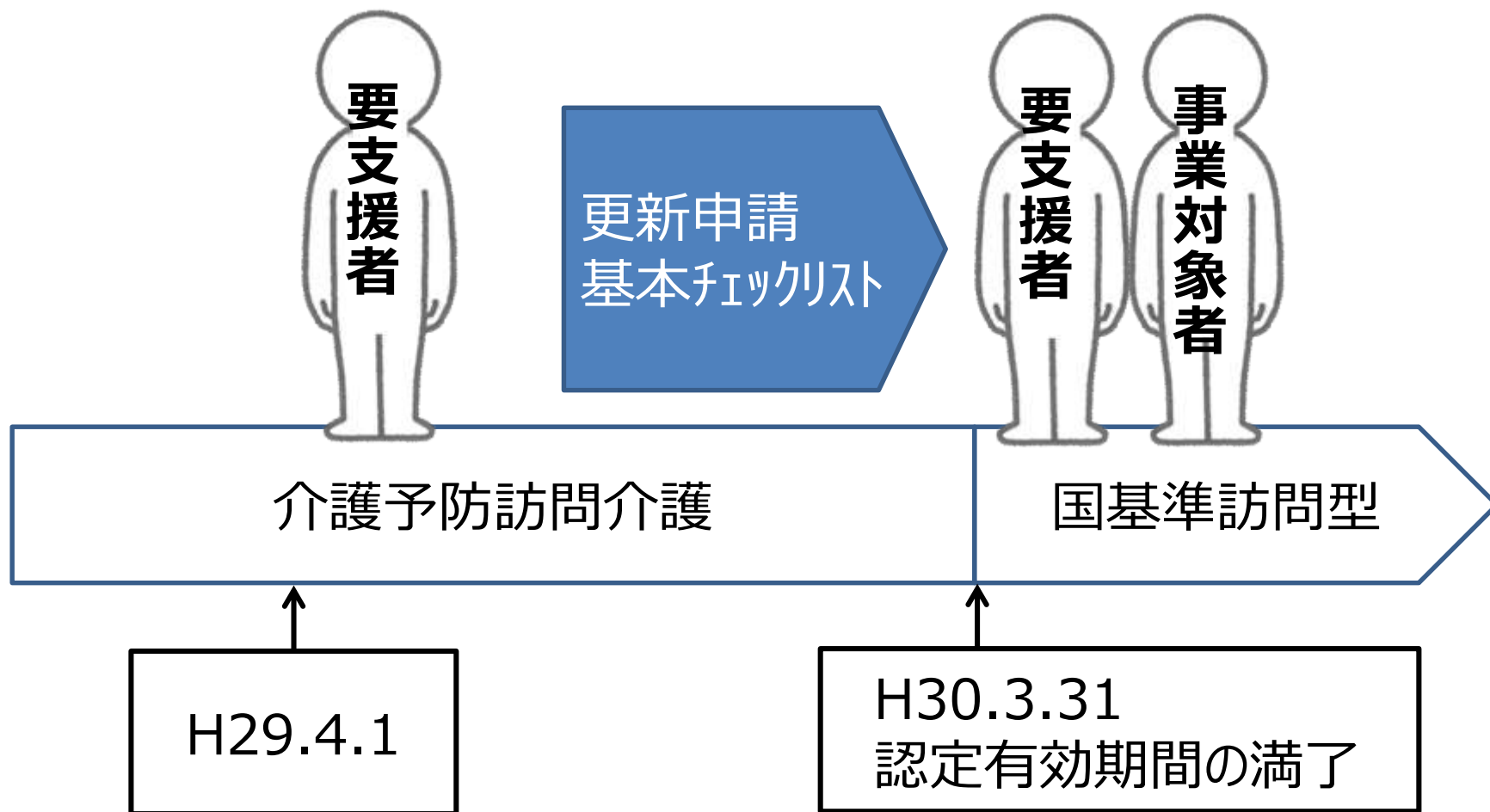
Q.介護予防訪問介護と介護予防通所介護がサービス事業へ移行するのに，表10（＊1）に記載されているのはなぜか？

A.認定有効期間の開始日が平成29年3月31日以前の要支援者は，平成29年4月1日以降も，引き続き介護予防訪問介護や介護予防通所介護を利用できるため。

V 報酬（単価，加算），支払

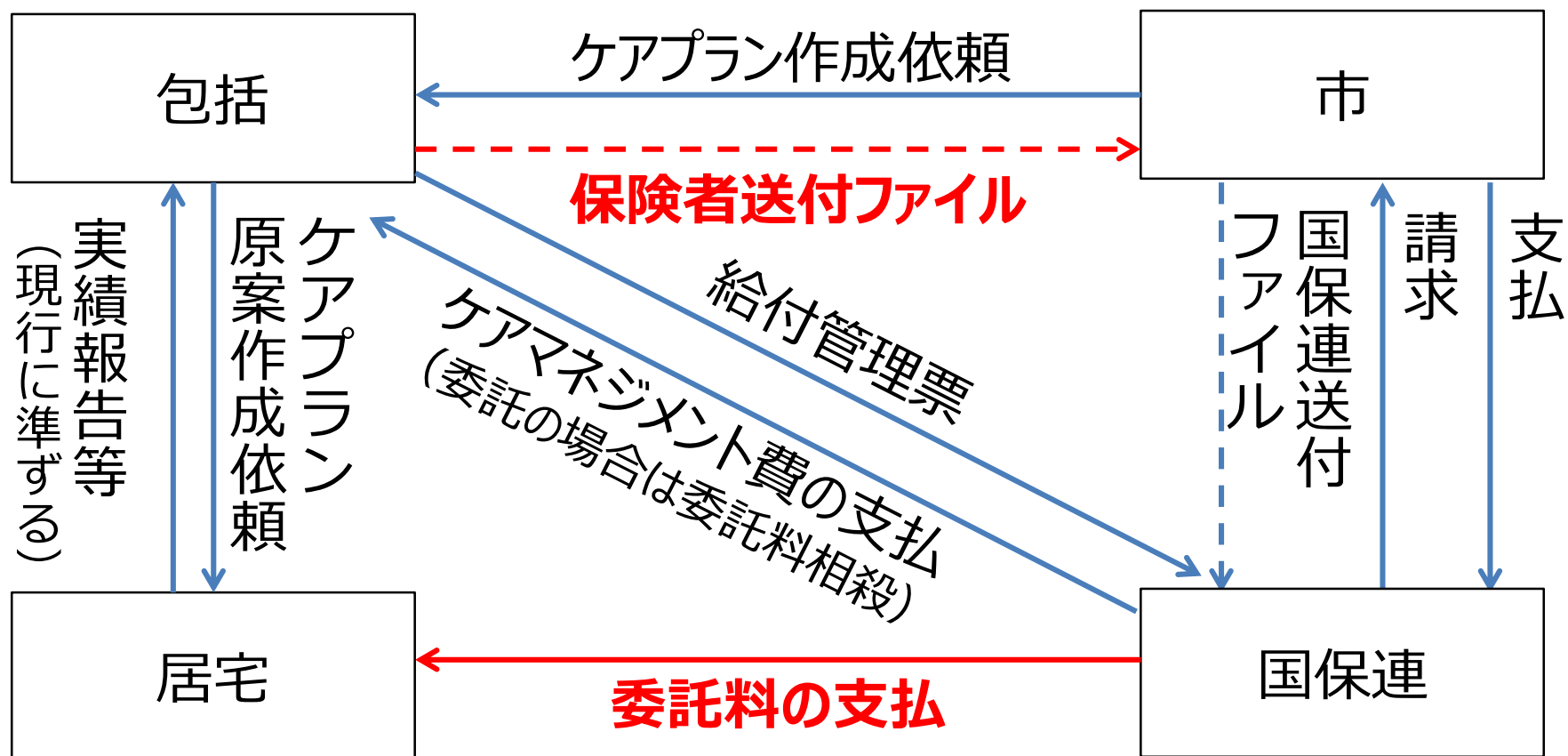


V 報酬（単価，加算），支払



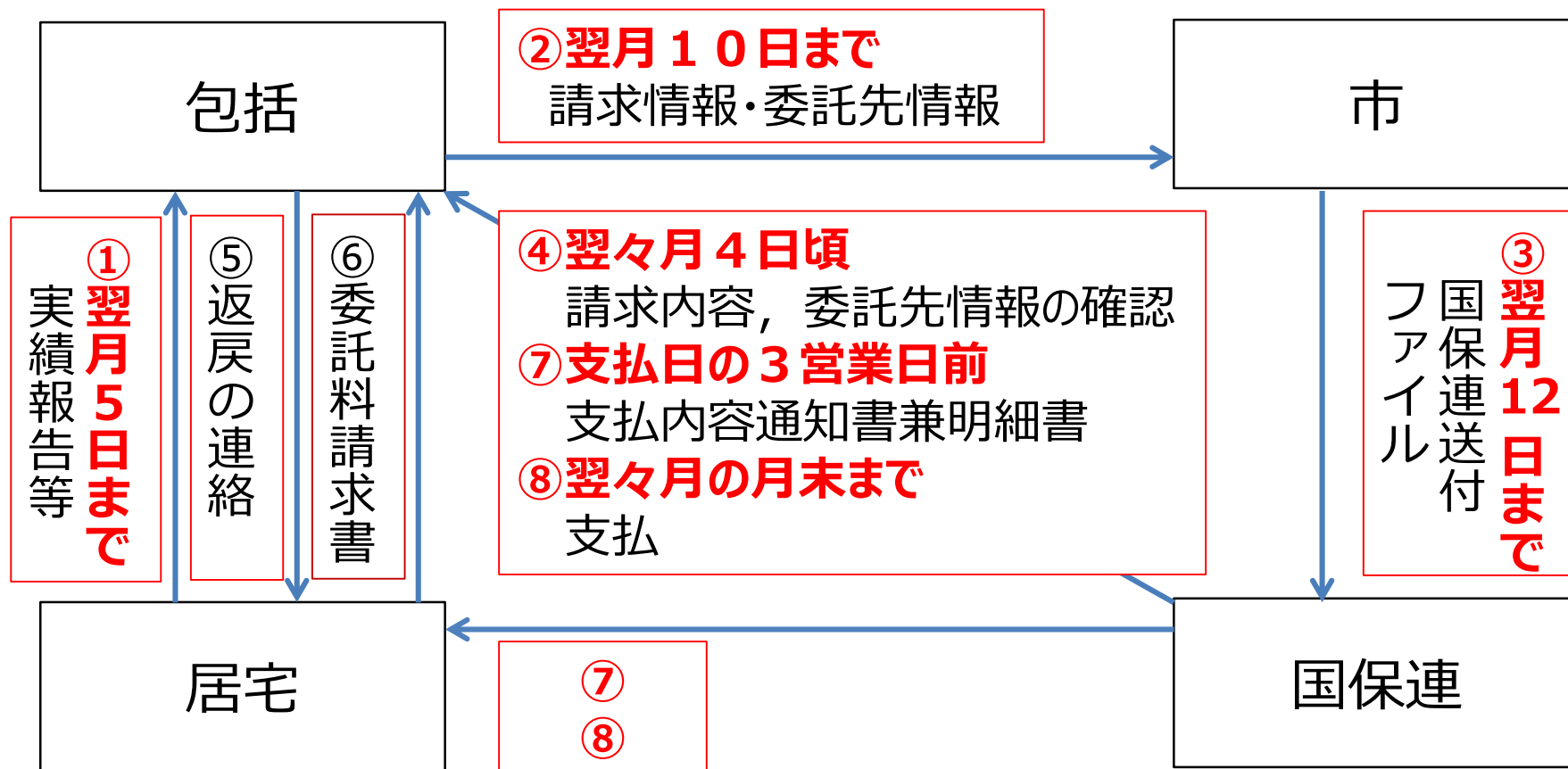
V 報酬（単価，加算），支払

3 請求および支払<図1>



V 報酬（単価，加算），支払

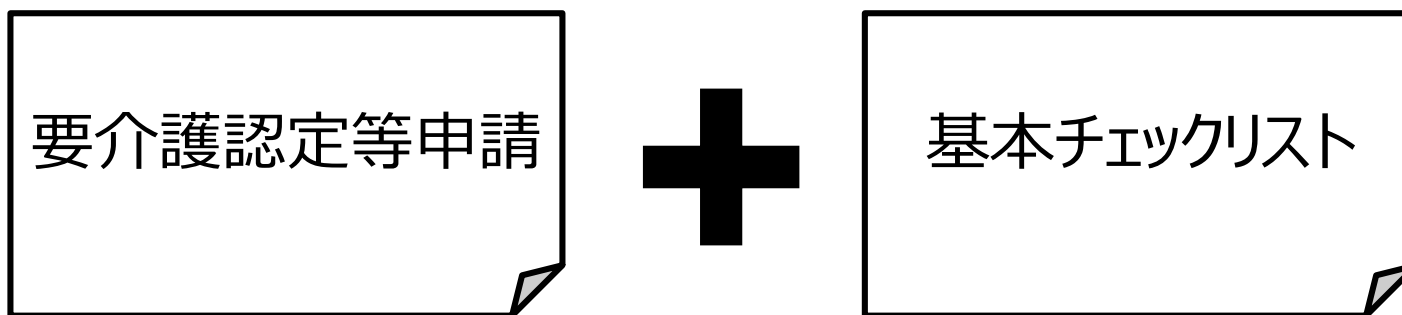
3 請求および支払<図2>



memo

VI 留意事項

1 要介護等認定申請を並行している 場合の取り扱い

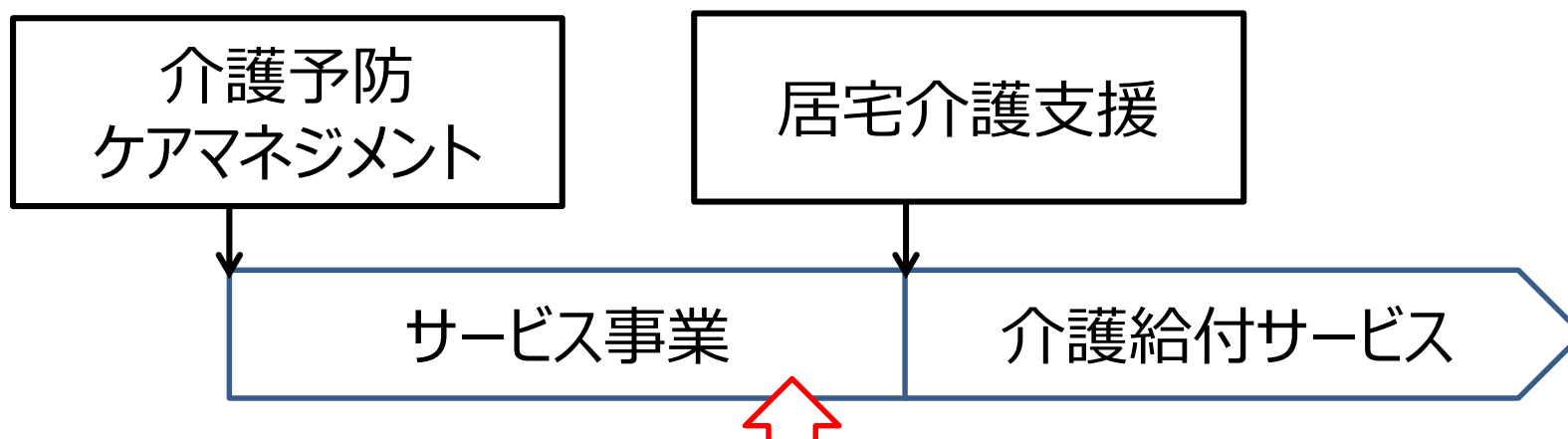


事業対象者となった場合は
サービス事業の利用が可能

VI 留意事項

Q.「要介護 1 以上」の認定となった場合、申請期間中のサービス利用をどのように扱うのか？

A.①事業対象者として取り扱う場合

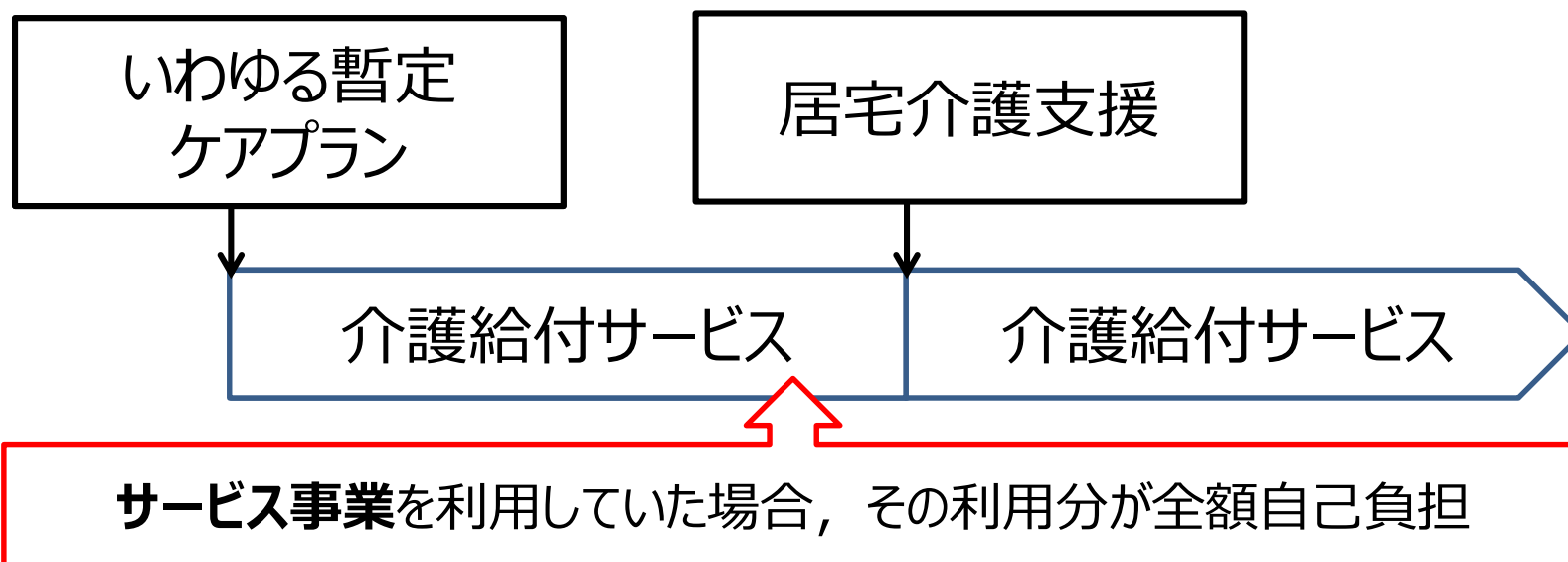


介護給付サービスを利用していた場合、その利用分が全額自己負担

VI 留意事項

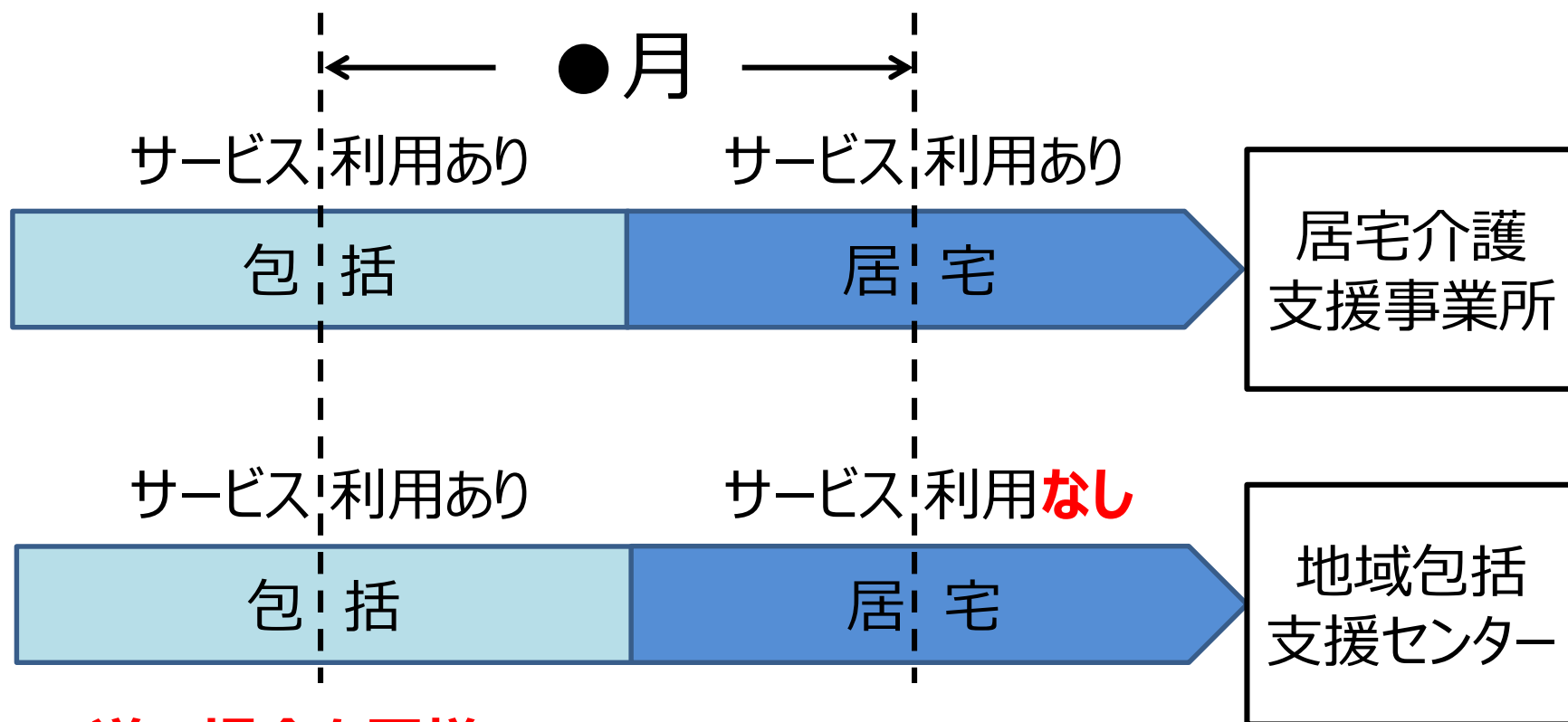
Q.「要介護 1 以上」の認定となった場合、申請期間中のサービス利用をどのように扱うのか？

A.②要介護者として取り扱う場合



VI 留意事項

2 月途中での介護給付サービスの利用



※逆の場合も同様

VI 留意事項

3 生活保護受給者の対応

(1) 介護扶助の対象について

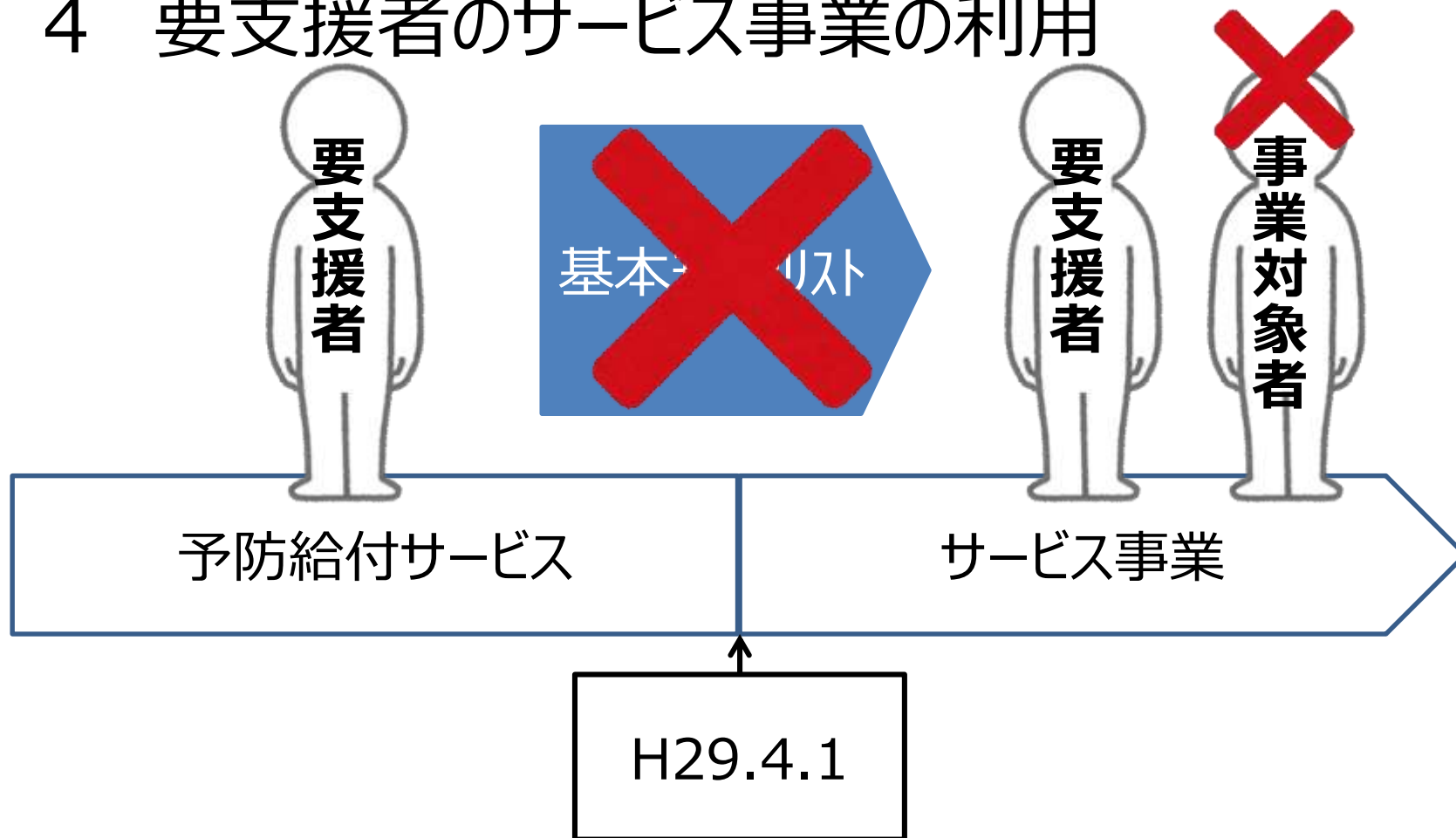
サービス事業の利用者負担に対しても支給

(2) サービス事業者への連絡

従来どおりの介護扶助の方法で利用

VI 留意事項

4 要支援者のサービス事業の利用



VI 留意事項

5 住民登録地や保険者が居住市町村と異なる場合の取り扱い

	A.居住地のみ他市町村	B.住所地特例	C.居住地のみ函館市
介護予防 ケアマネジメント	函館市の包括 →他市町村の居宅	函館市の包括	他市町村の包括 → 函館市の居宅
介護予防ケア マネジメント依頼届 (基本チェックリスト の提出先)	函館市	函館市 →他市町村	他市町村
サービス事業 利用の可否	函館市の指定事業所 サービス内容は函館市	函館市のサービス事業	他市町村の指定事業所 サービス内容は他市町村
費用負担	函館市	他市町村	他市町村

【介護予防ケアマネジメントマニュアル p.37】

VI 留意事項

6 介護保険料滞納者のサービス事業の 利用制限

－ 協議中 －

7 在宅高齢者等サービス事業の利用 生活管理指導員派遣事業， 生きがい活動支援通所事業が廃止となる